

産前産後休業掛金 免除 免除変更 申出書

組合員の氏名				組合員等 記号・番号	—
生年月日		年 月 日			
所属機関	名称				
	所在地				
産前産後休業期間	初日	年 月 日	末日	年 月 日	
	(変更後)	初日	年 月 日	末日	年 月 日
産前産後休業に係る子の出産年月日			出産予定日	年 月 日	
			出産日	年 月 日	
単胎または多胎の別			<input type="checkbox"/> 単胎 <input type="checkbox"/> 多胎		
退職福祉部 該当者	中断回数を支払方法について該当箇所を○で囲んでください。		<input type="checkbox"/> 復職後、中断回数分を2月以内に払込む。 <input type="checkbox"/> 退職時に、残回数で清算する。		
<p>上記のとおり、掛金 <input type="checkbox"/> 免除 <input type="checkbox"/> 免除変更 を申出します。</p> <p style="text-align: center;">高知県市町村職員共済組合理事長 様 一般財団法人高知県市町村職員互助会理事長 様</p> <p style="text-align: center;">令和 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">申出者 住所 氏名</p>					
<p>上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。</p> <p style="text-align: center;">令和 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">所属機関の長 職名 氏名</p>					

【添付書類】 ※産前休業または産後休業の事実を証明する書類

※産前休業にかかる子の出産予定日(出産後は出産日)が確認できるもの

- ① 産前産後休業期間とは、出産日(出産予定日の後に出産した場合は出産予定日)以前42日(多胎妊娠の場合は98日)から出産日の後56日までの期間のうち、地方公共団体における特別休暇の産前産後休業を取得した期間となります。
- ② 掛金の免除期間は、産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日の属する月の前月までの期間となります。
- ③ 免除される掛金は「長期」・「短期」・「保健」及び一般財団法人高知県市町村職員互助会の掛金となります。
- ④ 退職福祉部加入者については、免除を中断と読み替え、復職後の支払方法を選択してください。
- ⑤ 組合員の漢字氏名欄は自署、所属機関の長の証明欄はゴム印の押印により対応をお願いします。